

令和2年度

玉名市健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

玉名市監査委員

玉市監第123号
令和3年8月17日

玉名市長 藏原 隆浩 様

玉名市監査委員 元田 充洋
玉名市監査委員 坂本 直子
玉名市監査委員 作本 幸男

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関する意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
に基づき、令和2年度の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類を審査したので、意見を付し送付します。

1 監査等の種類

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（玉名市監査委員監査基準に準拠している）

2 審査の対象

令和2年度決算（一般会計・特別会計）に基づく、健全化判断比率4指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施場所及び期間

玉名市監査委員事務局

令和3年8月4日から令和3年8月12日まで

4 審査の着眼点

健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基準となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として審査した。

5 審査の実施内容

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類、決算書、その他関係書類が関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類を審査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を求めた。

6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

目 次

健全化判断比率審査

1	健全化判断比率審査意見書	1
(1)	健全化判断比率の状況	2
(2)	実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況	3
(3)	実質公債費比率の状況	4
(4)	将来負担比率の状況	5
(5)	実質収支額の状況	6

資金不足比率審査

1	水道事業会計資金不足比率審査意見書	9
2	公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書	10
3	農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見書	11
4	浄化槽整備事業特別会計資金不足比率審査意見書	12
(1)	資金不足比率の状況	13

健全化判断比率审查

令和2年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	— (△4.69)	12.59	
②連結実質赤字比率	— (△20.55)	17.59	
③実質公債費比率	8.5	25.0	
④将来負担比率	15.5	350.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合「—」と表示し、参考値として黒字の比率を(△)で示す。

(1) 個別意見

- ① 実質赤字比率について、令和2年度の実質収支は、黒字で実質赤字比率は△4.69%となっており、早期健全化基準の12.59%と比較すると、これを下回り健全な状況である。
- ② 連結実質赤字比率について、令和2年度の連結実質収支は、黒字で連結実質赤字比率は△20.55%となっており、早期健全化基準の17.59%と比較すると、これを下回り健全な状況である。
- ③ 実質公債費比率について、令和2年度の実質公債費比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り健全な状況である。
- ④ 将来負担比率について、令和2年度の将来負担比率は15.5%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(1)健全化判断比率の状況

(単位:%)

		玉名市	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額		—	—	8.5	15.5
	18,096,356	早期健全化基準	12.59	17.59	25.0	350.0
	679,211	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、

「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「—」で表示する。

(2)実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会計名	実質収支額
一般会計	840,847
九州新幹線、湯水等被害対策事業特別会計	9,557
一般会計等に属する特別会計	
一般会計等	
小計	850,404
標準財政規模	18,096,356
実質赤字比率(%)	-4.69

※

会計名	資金不足・剰余額
水道事業会計	1,106,826
公共下水道事業会計	1,007,417
農業集落排水事業会計	75,603
宅地造成事業以外	
宅地造成事業	
法適用企業	
浄化槽整備事業特別会計	3,572
宅地造成事業以外	
宅地造成事業	
法非適用企業	
合計	3,719,058
標準財政規模(再掲)	18,096,356
連結実質赤字比率(%)	-20.55

※

会計名	実質収支額
国民健康保険事業特別会計	534,755
介護保険事業特別会計	139,601
後期高齢者医療特別会計	880
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「負の値」で表示する。

(3)実質公債費比率の状況

(単位:千円)

	① 元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	② 積立不足額を考慮して算定した額	③ 満期一括償還地方債の1年当たり元金償還に相当するもの(年度割相当額)	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられる繰入金	⑤ 一部事務組合等が起した地方債に充てられた補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為のもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成30年度	3,560,074	0	0	614,268	115,981	7,003	81	192,061	645,894	2,228,574	65,259
令和元年度	3,727,131	0	0	593,604	115,135	4,547	0	194,511	608,761	2,383,309	41,067
令和2年度	3,851,551	0	0	590,434	162,297	53,475	126	186,629	574,296	2,399,297	45,955

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債発行可能額	⑮ 地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額
平成30年度	8,385,879	8,461,671	873,367	0
令和元年度	8,375,001	8,759,707	717,136	0
令和2年度	8,699,273	8,717,872	679,211	0

	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
平成30年度	7.88583	8.5
令和元年度	8.18404	
令和2年度	9.62874	

(4)将来負担比率の状況

将来負担額	地方債の 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実 質赤字額 負担見込額	
							地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等			
	34,286,400	2,181	6,221,662	8,776,675	1,556,955	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:千円)

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要 額算入見込額	
		うち 都市計画税	
7,565,577	2,169,289	2,069,582	38,758,938

将来負担額 A	
50,843,873	

充当可能財源等 B	
48,493,804	

=

標準財政規模 C	
18,096,356	

算入公債費等の額 D	
3,019,548	

=

A - B	
2,350,069	

将来負担比率 (%)	
15.5	

(5)実質収支額の状況

一般会計等に係る実質収支額

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)(1)-(2)	翌年度に繰り越すべき 財源(4)(5 ~9-10)	継続費 通次繰越額(5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額 (9)	(5)~(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支 額(11) (3)-(4)	地方債現在 高(12)
一般会計	41,295,388	40,023,448	1,271,940	431,093	0	1,316,349	0	0	0	885,256	840,847	34,286,400
九州新幹線湯水等被覆対策事業特別会計	58,565	49,008	9,557	0	0	0	0	0	0	0	9,557	0
一般会計等に属する特別会計												
合計	41,353,953	40,072,456	1,281,497	431,093	0	1,316,349	0	0	0	885,256	850,404	34,286,400

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位:千円)

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)(1)-(2)	翌年度に繰り越すべき 財源(4)(5 ~9-10)	継続費 通次繰越額(5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額 (9)	(5)~(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支 額(11) (3)-(4)
国民健康保険事業特別会計	9,166,833	8,632,078	534,755	0	0	0	0	0	0	0	534,755
介護保険事業特別会計	7,744,695	7,605,094	139,601	0	0	0	0	0	0	0	139,601
後期高齢者医療特別会計	975,011	974,131	880	0	0	0	0	0	0	0	880
合計	17,886,539	17,211,303	675,236	0	0	0	0	0	0	0	675,236

資金不足比率審査

令和2年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和2年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△165.1)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は272.0%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△165.1%と資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和2年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△150.9)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度決算審査意見書に記載した公共下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は188.5%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△150.9%と資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和2年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△101.3)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度決算審査意見書に記載した農業集落排水事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は59.8%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△101.3%と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 浄化槽整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和2年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△39.6)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を (△) で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度決算審査意見書に記載した浄化槽整備事業の実質収支は、黒字である。

したがって、実質的な資金不足比率は△39.6%と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(1)資金不足比率の状況

法適用企業

	特別会計名	(1) a-b-c-d-e (-f)						(2) 算入地方債				(4) 地方債残高 (宅造)								
		流動負債 a	控除企業 債等 b	控除未払 金等 c	控除額 d	PFI建設事 業費等 e	土地前受金 f (宅造)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差額 j (宅造)									
宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	290,909	513,925	223,016	0	0	0	1,397,735	0	0	-	/								
	公共下水道事業会計	106,285	590,964	484,679	0	0	0	1,113,702	0	0	-									
	農業集落排水事業会計	116,926	321,887	204,961	0	0	0	192,529	0	0	-									
法適用企業																				
宅 地 造 成	水道事業会計											/								
	公共下水道事業会計																			
	農業集落排水事業会計																			
法適用企業																				
	特別会計名	(5) 長期借入金 (宅造)			(6) 令3条1項の額・令4条の額		(7) 解消 可能資金 不足額		(8) 資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比率)		(9) 資金不 足額(資金 不足比率)		(10) 営業 収益の額－ 受託工事収 益の額		(11) 資本十負債 資本十負債 (宅造のみ)		(12) 事業の規 模(10)or(11)		(13) 資金不足比 率(9)/(12)(%)	
	水道事業会計				△ 1,106,826	0	0	1,106,826	-	670,423	0	670,423	670,423	-						
宅 地 造 成 事 業 以 外	公共下水道事業会計				△ 1,007,417	0	0	1,007,417	-	667,747	0	667,747	667,747	-						
	農業集落排水事業会計				△ 75,603	0	0	75,603	-	74,625	0	74,625	74,625	-						
法適用企業																				

(単位:千円)

法非適用企業

(単位:千円)

	特別会計名	(1)	(2)	(3)						(3')	(3'')			
		歳出額	算入地方債	s-t1-t2- t3-t4- t5+t6	歳入額 s	継続費通次繰 越額 t1	繰越明許費 繰越額 t2	事故繰越 繰越額 t3	事業繰越 額 t4			支払繰 延額 t5	未収入特 定財源 t6	うち事業繰 越等にかか るもの t6'
	浄化槽整備事業特別会計	32,854	0	36,426	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宅地造成事業以外													
	宅地造成													
	法非適用企業													
	特別会計名	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	資金不足比率 (9)/(12)(%)			
	浄化槽整備事業特別会計	地方債残 高(宅造)	長期借入 金(宅造)	令3条1 項の額・令 4条の額	解消 可能資金 不足額	資金不足 額・剰余額(連 結実質赤字比 率)	資金不 足額(資金 不足比率)	営業 収益の額 -受託工 事収益の 額	うち指定 管理者利 用料金	(11)資本+負債 (宅造のみ)	(12) 事業の規 模 (10)or(11)	9,024	9,024	—
	宅地造成事業以外			△ 3,572	0	3,572	—	9,024	0					
	宅地造成													
	法非適用企業													